

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

道企業管理規程

○北海道企業局組織規程の一部を改正する規程.....	1
○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程.....	3
○北海道企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程.....	3
○北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程.....	3
○北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程.....	5

道人事委員会規則

○北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則.....	5
○北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	5
○給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則.....	6
○管理職手当に関する規則の一部を改正する規則.....	6
○給与の支給に関する規則の一部を改正する規則.....	7
○住居手当に関する規則の一部を改正する規則.....	7
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....	7
○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則.....	7
○北海道職員等の分限に関する規則の一部を改正する規則.....	8
○市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員に対する職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の準用に関する規則を廃止する規則.....	8
○北海道職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則.....	8
○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....	8
○公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則.....	9
○北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則.....	9

道人事委員会訓令

○北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令.....	10
○北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	10

道人事委員会告示

○口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正.....	10
○北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定の一部改正.....	11
○へき地学校及びその級別の指定の一部改正.....	11
○へき地学校に準ずる学校の指定の一部改正.....	11
○準特地部局の指定の一部改正.....	11

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和2年3月31日

北海道公営企業管理者 小 玉 俊 宏

北海道企業管理規程第1号

北海道企業局組織規程の一部を改正する規程

北海道企業局組織規程（昭和39年北海道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。
（係）

第3条 前条の規定により設けられた課の事務を効率的に処理するため、係を置く。

第7条の見出し中「グループ及び係」を「係」に改め、同条第1項中「課に置くグループ」を「課に置く係」に改める。

第5条第2項中「第3号」を「第2号及び第3号」に改める。

第8条第2項の表課の部中「主幹」を「課長補佐、主幹」に改め、同表管理事務所の部中「主幹」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年3月31日において次の表の左欄に掲げる職にある者であって、別に辞令を發せられないものは、引き続き、当該右欄の職に命ぜられたものとする。

総務課主幹	総務課課長補佐
総務課主査（調整に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）	総務課総務係長
総務課主査（予算及び経理に係る事務を処理すべ	総務課予算係長

きこととされている主査に限る。)			4 北海道企業局職員の賞罰及び賠償審査委員会規程（昭和48年北海道企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。 第8条第2項中「主幹」を「課長補佐」に改める。 （北海道企業局処務規程の一部改正）
発電課主幹（発電制御に係る事務を処理すべきこととされている主幹を除く。）		発電課課長補佐	5 北海道企業局処務規程（昭和52年北海道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。 第6条の2の見出し及び同条中「主幹」を「課長及び主幹」に改め、「当該グループの分掌に係るもので、」を削る。 第13条中「、主幹」を「、課長補佐又は主幹」に、「課長等及び主幹がともに」を「課長等、課長補佐及び主幹が」に改める。 別表総務課長の項中「非常勤職員」を「非常勤職員、会計年度任用職員」に改める。 （北海道企業局財務規程の一部改正）
発電課主査（発電事業の調整に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）		発電課発電経営係長	6 北海道企業局財務規程（昭和53年北海道企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。 第3条から第6条までの規定中「総務課主幹」を「総務課課長補佐」に改める。 別記第5号様式中「主 幹」を「課長補佐」に、「主 査」を「係 長」に改める。
発電課主査（再生可能エネルギーに係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）		発電課企画開発係長	別記第16号様式中 総 務 課 主 査 を 総 務 課 予算係長 に改める。 （北海道電気事業電気工作物保安規程の一部改正）
発電課主査（発電所改修計画に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）		発電課施設設計画係長	7 北海道電気事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。 第5条第2項の表中「主幹」を「課長補佐、主幹、係長」に改める。 別表第2中「主幹」を「課長補佐及び主幹」に、「次長及び主幹」を「次長」に改める。 （北海道工業用水道事業電気工作物保安規程の一部改正）
発電課主査（発電所改修事業の調整に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）		発電課施設整備第一係長	8 北海道工業用水道事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。 別表第2中「主幹」を「課長補佐」に改める。 （北海道企業局資金運用委員会規程の一部改正）
発電課主査（発電所改修事業の事業費管理等に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）		発電課施設整備第二係長	9 北海道企業局資金運用委員会規程（平成2年北海道企業管理規程第8号）の一部を次のように改正する。 第2条第3項中「総務課主幹」を「総務課課長補佐」に改める。
発電課主査（発電設備の設計・改修に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）		発電課機電係長	
発電課発電制御室主査（発電施設の運転及び作業計画に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）		発電課発電制御室発電業務係長	
発電課発電制御室主査（発電施設の保安管理に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）		発電課発電制御室発電管理係長	
工業用水道課主幹（需要開拓に係る事務を処理すべきこととされている主幹を除く。）		工業用水道課課長補佐	
工業用水道課主査（工業用水道事業の調整に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）		工業用水道課工水経営係長	
工業用水道課主査（事業施設の管理・運用に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）		工業用水道課工水管理係長	
工業用水道課主査（計画業務に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）		工業用水道課施設設計画係長	
工業用水道課主査（苫小牧地区工業用水道改修事業に係る事務を処理すべきこととされている主査に限る。）		工業用水道課施設整備係長	
（北海道企業職員給与規程の一部改正）			
3 北海道企業職員給与規程（平成21年北海道企業管理規程第10号）の一部を次のように改正する。 別表第1の6級の項中「主幹の」を「課長補佐又は主幹の」に改める。 別表第3中「主幹、工業用水道管理事務所長、発電管理事務所次長及び発電管理事務所主幹」を「課長補佐、主幹、工業用水道管理事務所長及び発電管理事務所次長」に改める。 （北海道企業局職員の賞罰及び賠償審査委員会規程の一部改正）			

第6条第2項中「総務課主査」を「総務課予算係長」に改める。
(北海道企業局競争入札参加者審査委員会規程の一部改正)

10 北海道企業局競争入札参加者審査委員会規程（平成22年北海道企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「総務課主幹」を「総務課課長補佐」に改める。

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

北海道公営企業管理者 小 玉 俊 宏

北海道企業管理規程第2号

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程

北海道企業局財務規程（昭和53年企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1 固定資産の表中

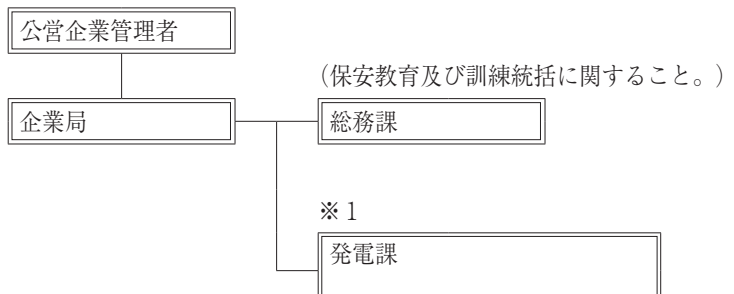
「沼の沢取水堰発電所建設工事口 清水沢発電所改修工事口 発電監視制御システム改修工事口 滝下発電所改修工事口 鷹泊発電所改修工事口 ポンテシオ改修工事口」	を	「清水沢発電所改修工事口 発電監視制御システム改修工事口 滝下発電所改修工事口 鷹泊発電所改修工事口 ポンテシオ発電所改修工事口」	に改める。
--	---	---	-------

第5号様式、第6号様式、第15号様式、第26号様式から第31号様式まで、第36号様式、第37号様式及び第40号様式から第52号様式までの規定中「平成」を削る。

第6号様式から第9号様式まで、第14号様式から第16号様式まで、第18号様式から第22号

別表第1（第4条関係）

保安に関する組織及び業務分掌



様式まで、第25号様式、第33号様式、第36号様式から第38号様式まで及び第40号様式から第52号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海道企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

北海道公営企業管理者 小 玉 俊 宏

北海道企業管理規程第3号

北海道企業職員被服貸与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員被服貸与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第1条中「臨時的任用職員」を「臨時的任用職員及び会計年度任用職員」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

北海道公営企業管理者 小 玉 俊 宏

北海道企業管理規程第4号

北海道電気事業電気工作物保安規程の一部を改正する規程

北海道電気事業電気工作物保安規程（昭和61年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項を削る。

別表第1を次のように改める。

(発電制御室)

※2

鷹泊発電管理事務所

電気主任技術者

ダム水路主任技術者

鷹泊発電所
(鷹泊ダム)

岩尾内発電所

ポンテシオ発電所
(ポンテシオダム)

※2

夕張川発電管理事務所

電気主任技術者

ダム水路主任技術者

シューパロ発電所

清水沢発電所
(清水沢ダム)

滝の上発電所
(滝の上取水堰)
(送電線路)

滝下発電所
(沼の沢取水堰)

沼の沢取水堰
発電所

川端発電所

※1

- 1 発電所、送電施設等の工事、維持及び運用の総括に関すること。
- 2 発電所の開発計画及び建設工事に関すること。
- 3 発電監視制御システムの維持及び運用に関すること。
- 4 発電所建設工事の設計及び施工に関すること。
- 5 建設工事用電気工作物の工事、維持及び運用に関すること。
- 6 保安教育及び訓練の実施に関すること。

※2

- 1 発電、送電施設等の工事、維持及び運用に関すること。
- 2 保安教育及び訓練の実施に関すること。

別表第4を次のように改める。

別表第4 (第12条、第14条、第15条、第17条関係)

細則一覧表

項	目	規 程
1 運転、操作及び保守に関するもの	水力発電関係	道営発電所運転保守基準 沼の沢取水堰発電所運転保守基準 道営発電所給電協定書 道営発電所運転・操作マニュアル
	通信関係	企業局無線局管理運用規程

土木関係

鷹泊ダム操作規程
清水沢ダム管理規程
沼の沢取水堰管理規程
滝の上取水堰管理規程
ポンテシオダム管理規程

2 非常対策に関するもの

北海道地域防災計画
北海道災害対策本部企業班災害対策
実施要領
北海道企業局危機管理マニュアル

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年3月31日

北海道公営企業管理者 小 玉 俊 宏

北海道企業管理規程第5号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

北海道企業職員給与規程（平成21年北海道企業局管理規程第10号）の一部を次のように改正する。

第10条中「同法第22条の規定に基づく臨時的任用職員及び非常勤職員」を「同法第22条の2の規定に基づく会計年度任用職員及び同法第22条の3の規定に基づく臨時的任用職員並びに非常勤職員」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則2－59

北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部を改正する規則

北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則2－45）の一部を次のように改正する。

別表第2個別事項第13号(1)中「供用接待」を「供応接待」に改め、同事項第22号を削り、同事項第23号中「第2条第3項」を「第2条第2項」に、「同条第4項」を「同条第3項」に改め、同号を同事項第22号とし、同事項中第24号を第23号とし、第25号から第52号までを1号ずつ繰り上げ、同事項第53号中「北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式の例外に関する規則」を「北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式の例外等に関する規則」に改め、同号を同事項第52号とし、同事項中第54号を第53号とし、第55号を第54号とし、第56号を第55号とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則2－60

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則

北海道人事委員会事務局の組織等に関する規則（北海道人事委員会規則2－5）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「置く。」を「置き、」に改め、同項の表調査員の項の次に次のように加える。

総括主査	上司の命を受け、事務局内外との連絡調整等に関する事務を処理する。
------	----------------------------------

第5条第3項の表指導主任の項を削る。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則6－56

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則6－6）の一部を次のように改正する。

第1条中「、以下」を「。以下」に改める。

第2条第2項を削り、同条第3項中「第1項第1号」を「前項第1号」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

北海道職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則 7-1398

北海道職員の特種勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
北海道職員の特種勤務手当の支給に関する規則（北海道人事委員会規則 7-27）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「豚コレラ」を「豚熱」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第17条第1項第4号」を「第17条第1項第5号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 条例第17条第1項第4号に規定する人事委員会規則で定める作業は、同項第3号に定める作業に類する作業であって人事委員会が認めるものとする。

第13条第1項中「出先機関は」の次に「、児童相談所」を加え、同条第2項中「女性相談援助センター相談課」を「女性相談援助センター相談支援課」に、「総合振興局等」を「児童相談所」に、「児童相談分室」を「分室」に改める。

別記様式その1備考第3項中「防疫救済作業に従事した場合の規則別表の作業区分その他」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の北海道職員の特種勤務手当の支給に関する規則第11条の規定は、令和2年3月19日から適用する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道人事委員会委員長 田 信 知

北海道人事委員会規則 7-1399

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（北海道人事委員会規則 7-188）の一部を次のように改正する。

別表第1 総合振興局及び振興局の保健環境部の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第9号までを削り、同表向陽学院及び大沼学園の項の次に次のように加える。

児童相談所	(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第13条に規定する児童福祉司としての業務に直接従事することを本務とする職員	3
	(2) 子ども支援課長及び子ども支援課主幹	2
	(3) 児童の一時保護業務に直接従事することを本務とする児童指	1

導員、福祉指導員及び保育士 (4) 児童の心理判定業務に直接従事することを本務とする判定員
--

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

北海道人事委員会委員長 田 信 知

北海道人事委員会規則 7-1400

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（北海道人事委員会規則 7-267）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表本庁の項中「空港戦略推進監」を削り、「主幹」を「課長補佐主幹」に改め、同表総合振興局及び振興局の項中「児童相談分室長」を削り、同表東京事務所の項及び札幌道税事務所の項中「主幹」を「課長補佐主幹」に改め、同表精神保健福祉センターの項中「部長」を「部長主幹」に改め、同表肢体不自由児総合療育センターの項中「庶務課長」を「庶務課長副総看護師長」に改め、同表大沼学園の項の次に次のように加える。

児童相談所	所長	2種（人事委員会が別に定める場合にあつては、1種）
	次長	2種
	分室長	3種
	課長主幹	4種

別表第1アの表計量検定所の項中「主幹」を「課長」に改め、同表に次のように加える。

北の森づくり専門学院	学院長	1種
	副学院長	2種
	課長	4種
	主任講師	5種

別表第1イの表本庁の項及びエの表中「主幹」を「課長補佐主幹」に改める。

別表第1クの表中「事務局長」を「事務局長事務局長次長」に改める。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則７－1401

給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

給与の支給に関する規則（北海道人事委員会規則７－280）の一部を次のように改正する。

別記第１号様式中

届出の理由〈該当する□にレ印を付けること〉

- ☐1 新たに職員となった
- ☐2 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある
- ☐3 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く）

を

届出の理由〈該当する□にレ印を付けること〉

- ☐1 新たに職員となった（行政９級以上職員等にあつては、扶養親族である子がある場合に限る）
- ☐2 行政９級以上職員等から行政９級以上職員等以外の職員となった（子以外の扶養親族がある場合に限る）
- ☐3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある（行政９級以上職員等にあつては、子に限る）
- ☐4 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除き、行政９級以上職員等にあつては、子に限る）

に、「２又は３」を「３又は４」に改める。

附 則

- １ この規則は、令和２年４月１日から施行する。
- ２ この規則の施行の際現にこの規則による改正前の給与の支給に関する規則の規定に基づいて作成されている扶養親族届の用紙がある場合においては、この規則による改正後の給与の支給に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則７－1402

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（北海道人事委員会規則７－354）の一部を次のように改正する。

第２条の３中「１万2,000円」を「１万3,000円」に改める。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則７－1403

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則７－357）の一部を次のように改正する。

別表イの表旭川の項中「美深警察署佐久駐在所」を「名寄警察署佐久駐在所」に、「美深警察署恩根内駐在所」を「名寄警察署恩根内駐在所」に、「美深警察署音威子府駐在所」を「名寄警察署音威子府駐在所」に、「美深警察署中川駐在所」を「名寄警察署中川駐在所」に改める。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月31日

北海道人事委員会委員長 欽 田 信 知

北海道人事委員会規則７－1404

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（北海道人事委員会規則７－405）の一部を次のように改正する。

第２条第９号中「北海道人事委員会規則６－０」の次に「。以下「任用規則」という。」を加え、同条第10号中「受験に必要な年齢又は経験が、採用試験実施年度の翌年度の４月１日における年齢が満22歳から満30歳までの者であるもの及び企業における職務の経験など人事委員会が別に定める経験を有する者」を「任用規則第14条第２項の規定に基づき定められた試験の程度が大学卒程度」に改め、同条第11号中「受験に必要な年齢又は経験が、採用試験実施年度の翌年度の４月１日における年齢が満18歳から満21歳までの者」を「任用規則第14条第２項の規定に基づき定められた試験の程度が高校卒程度」に改める。

別表第１アの表４級の部知事の款総合振興局及び振興局の項を削り、同部中「心身障害者総合相談所身体障害者福祉司」の次に「、児童相談所児童福祉司」を加え、同表５級の部中「、保健環境部児童相談室主任児童福祉司」を削り、「計量検定所主幹」を「児童相談所主

任児童福祉司、計量検定所課長」に、「又は漁業研修所課長」を「、漁業研修所課長又は北の森づくり専門学院主任講師」に改め、同部警察の款警察本部の項中「主監」の次に「又は技能指導官」を加え、同表６級の部中「、保健環境部児童相談分室長」を削り、「東京事務所主幹」を「東京事務所課長補佐、東京事務所主幹、札幌道税事務所課長補佐」に改め、「大沼学園自立支援課長」の次に「、児童相談所課長、児童相談所主幹」を加え、「又は病虫害防除所主幹」を「、病虫害防除所主幹又は北の森づくり専門学院課長」に、「企画総務課長、教育支援課長」を「課長」に改め、同表７級の部中「大沼学園長」の次に「、児童相談所長（８級の項に掲げる職務を除く。）、中央児童相談所次長、児童相談所分室長」を加え、「又は漁業研修所副所長」を「、漁業研修所副所長又は北の森づくり専門学院副学院長」に改め、同表８級の部中「心身障害者総合相談所副所長」の次に「、中央児童相談所長」を加え、「又は漁業研修所長」を「、漁業研修所長又は北の森づくり専門学院長」に、「教育局長」を「局長」に改め、同表９級の部中「、空港戦略推進監」を削る。

別表第１カの表４級の部教育委員会の款本庁の項中「主幹又は」を「課長補佐又は」に改め、同表５級の部中「北海道博物館研究部長、」を削る。

別表第１キの表３級の部中「精神保健福祉センター部長」の次に「、精神保健福祉センター主幹」を加える。

別表第１クの表８級の部中「早来食肉衛生検査所長」の次に「、東藻琴食肉衛生検査所長」を加える。

別表第１ケの表６級の部中「又は精神保健福祉センター副部長」を「、精神保健福祉センター副部長又は旭川肢体不自由児総合療育センター副総看護師長」に改め、同表７級の部中「課長」を「参事」に改める。

別表第６ケの表備考第４項中「限る。）」の次に「及び保健師又は助産師となった者のうち当該看護師となった者との権衡上必要があると認められるもの」を加える。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

北海道職員等の分限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則９－６

北海道職員等の分限に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員等の分限に関する規則（北海道人事委員会規則11－３）の一部を次のように改正する。

第１条中「第６条」を「第７条」に改める。

第４条第２項中「第４条」を「第４条第１項」に改める。

第７条を削り、第８条を第７条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第４条第２項の改正規定は、令和２年４月１日から施行する。

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員に対する職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の準用に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和２年３月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則10－２

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員に対する職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の準用に関する規則を廃止する規則

市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員に対する職員の懲戒の手續及び効果に関する規則の準用に関する規則（北海道人事委員会規則10－１）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則12－15

北海道職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の職務に専念する義務の特例に関する規則（北海道人事委員会規則12－０）の一部を次のように改正する。

第１条及び第２条中「第２条第３号」を「第２条第１項第３号」に改める。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則14－77

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（北海道人事委員会規則14－１）の一部を次のように改正

する。

別表議会議務局の項中「課室長」を「課室長 課長補佐」に、「総括主査及び主査」を「総括主査等」に改め、同表知事部局の部本庁の項中「交通企画監 空港戦略推進監」を「交通企画監」に、「課センター所長」を「課センター所長 課長補佐」に、「人事服務に係る事務を担当する総括主査及び主査」を「人事服務に係る事務を担当する総括主査等」に、「秩序維持に係る事務を担当する総括主査及び主査 大学法人室の北海道公立大学法人札幌医科大学への派遣職員の人事に係る事務を担当する総括主査及び主査 行政改革課」を「秩序維持に係る事務を担当する総括主査等 文書課の文書館長及び人事服務に係る法規文書の審査事務、争訟事務又は損害賠償に係る事務を担当する総括主査等 改革推進課」に、「推進の事務を担当する総括主査及び主査 人事課の総括主査及び主査」を「推進の事務を担当する総括主査等 人事課の総括主査等」に、「総括に係る事務を担当する総括主査及び主査 法制文書課の文書館長及び人事服務に係る法規文書の審査事務、争訟事務又は損害賠償に係る事務を担当する総括主査及び主査」を「総括に係る事務を担当する総括主査等 独立行政法人課の北海道公立大学法人札幌医科大学及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構への派遣職員の人事に係る事務を担当する総括主査等」に、「秘書課の総括主査及び主査」を「秘書課の総括主査等」に、「政策局（研究法人室を除く。）の参事（総合教育推進室長の下に置かれるものを除く。）の命を受け担任の事務を処理する総括主査及び主査」を「政策局の参事の命を受け担任の事務を処理する総括主査等」に、「調整の事務を担当する総括主査及び主査 研究法人室の地方独立行政法人北海道立総合研究機構への派遣職員の人事に係る事務を担当する総括主査及び主査」を「調整の事務を担当する総括主査等」に改め、同部総合振興局の項中「食肉検査課長 児童相談室長 児童相談室の課長 児童相談分室長」を「食肉検査課長」に改め、同部振興局の項中「生活衛生課長 児童相談室長 児童相談室の次長及び課長」を「生活衛生課長」に改め、同部東京事務所の項中「参事」を「参事 課長補佐」に、「主査」を「係長及び主査」に改め、同部道税事務所の項中「担当課長」を「担当課長 課長補佐」に改め、同部精神保健福祉センターの項中「部長」を「部長 主幹」に改め、同部肢体不自由児総合療育センターの項中「総看護師長」を「総看護師長 副総看護師長」に改め、同部大沼学園の項の次に次のように加える。

児童相談所	所長 次長 分室長 課長 主幹
-------	-----------------

別表知事部局の部計量検定所の項中「主幹」を「課長」に改め、同部漁業研修所の項の次に次のように加える。

北の森づくり専門学院	学院長 副学院長 課長
------------	-------------

別表教育庁の部本庁の項中「課室長」を「課室長 課長補佐」に、「制度に係る事務を担当する総括主査及び主査」を「制度に係る事務を担当する総括主査等」に、「管理に係る事務を担当する主査」を「管理に係る事務を担当する係長」に、「人事を担当する総括主査及び主査」を「人事を担当する総括主査及び係長」に、「主査（１人とする。）」を「係長」に、「職員団体に係る事務を担当する主査」を「職員団体に係る事務を担当する係長及び主査」に改め、同部人事委員会事務局の項中「主幹」を「主幹 総括主査」に改め、同表労働委員会事務局の項中「事務局長」を「事務局長 事務局次長」に改め、同表備考に次の１項を加える。

6 総括主査等とは、総括主査、係長及び主査をいう。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則16－36

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への北海道職員等の派遣等に関する規則（北海道人事委員会規則16－１）の一部を次のように改正する。

別表第１中16の項及び19の項を削り、18の項を19の項とし、17の項を18の項とし、15の項を17の項とし、11の項から14の項までを２項ずつ繰り下げ、10の項の次に次の２項を加える。

11 一般財団法人ダム技術センター

12 公益社団法人北方領土復帰期成同盟

別表第１中20の項を削り、21の項を20の項とする。

附 則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年３月31日

北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知

北海道人事委員会規則23－６

北海道職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

北海道職員の退職管理に関する規則（北海道人事委員会規則23－０）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「交通企画監 空港戦略推進監」を「交通企画監」に改める。 附 則 この規則は、令和2年4月1日から施行する。	
道 人 事 委 員 会 訓 令	
北海道人事委員会訓令第1号 庁 中 一 般 北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和2年3月31日 北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知 北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 北海道人事委員会事務局文書管理規程（平成10年北海道人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第4条の見出し中「文書副主任」の次に「の指名」を加え、同条第2項中「補助させるため」の次に「必要があるときは」を加え、「置く」を「置くことができる」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「文書副主任」を「文書主任及び文書副主任」に改め、同項を同条第3項とする。 附 則 この訓令は、令和2年3月31日から施行する。 北海道人事委員会訓令第2号 庁 中 一 般 北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 令和2年3月31日 北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知 北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道人事委員会事務決裁規程（平成20年北海道人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第3条中「人事委員長及び事務局長は、次に掲げる」を「次の各号に掲げる者は、当該各号に定める」に改め、同条第2号中「（同規則別表第2に掲げる事項）」を削る。 第4条中「人事委員長、事務局長、事務局次長、課長及び主幹は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる」を「次の各号に掲げる者は、人事委員会の会議の議決を要する事務又は人事委員長若しくは事務局長の決裁事項のうち、当該各号に定める」に改め、同条第1号中「委任等規則第2条第1項で定める」を「人事委員会の」に改め、「ただし、」を削り、同条第	2号中「第3条第1号で人事委員長が決裁することとされた事務」を「人事委員長の決裁事項」に改め、同条第3号中「が決裁することができる事項」を「の決裁事項」に改め、同条第4号中「第3条の各号で」を削り、「が決裁することとされた事務」を「の決裁事項」に改め、同条第5号中「が専決することができる事項」を「の専決事項」に改める。 別表第1第1項中「一般職に属する非常勤職員及び臨時的任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員及び法その他の法令の規定により臨時的に任用された職員」に改める。 別表第2第2項中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」を「法」に改める。 別表第3課長の共通専決事項及び総務審査課長専決事項中「（委任等規則別表第2の共通事項関係）」を削り、同事項第1項中「一般職に属する非常勤職員及び臨時的任用職員の任免（分限及び）」を「法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の任免（分限及び懲戒に関するものを除く。）及び法その他の法令の規定により臨時的に任用された職員の任免（」に改め、同事項中「（委任等規則第3条関係）」を削り、同表任用課長専決事項中「（委任等規則別表第2の個別事項第19号関係）」を削り、同事項第1項中「任用の方法及び手続に関する規則」を「職員の任用の方法及び手続に関する規則」に改め、同事項中「（委任等規則別表第2の個別事項第26号関係）」及び「（委任等規則別表第2の個別事項第30号関係）」を削り、同表給与課長専決事項中「（委任等規則別表第2の個別事項第56号関係）」を削り、同事項第1項中「北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式の例外に関する規則」を「北海道人事委員会規則で定める給与の支給等に関する様式の例外等に関する規則」に改める。 附 則 この訓令は、令和2年4月1日から施行する。
道 人 事 委 員 会 告 示	
北海道人事委員会告示第9号 平成28年北海道人事委員会告示第4号（口頭による開示請求を行うことができる個人情報）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。 令和2年3月31日 北海道人事委員会委員長 楢 田 信 知 第1項第1号中「C区分」の次に「（経験不問枠を含む。以下同じ。）」を加え、同号ウ(ア)中「北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」を「北海道総務部行政局文書課行政情報センター」に改め、同項第2号中「身体障がい者採用選考」を「障がい者採用選考」に改め、同号ウ(ア)中「北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」を「北海道総務部行政局文書課行政情報センター」に改める。	

第2項第1号ウ(ア)中「北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」を「北海道総務部行政局文書課行政情報センター」に改め、同項第2号中「身体障がい者採用選考」を「障がい者採用選考」に改め、同号ウ(ア)中「北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」を「北海道総務部行政局文書課行政情報センター」に改める。

第3項第3号ア中「北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター」を「北海道総務部行政局文書課行政情報センター」に改める。

北海道人事委員会告示第10号

昭和48年北海道人事委員会告示第6号（北海道職員の給料表の適用範囲に関する規則に基づく給料表の適用範囲指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

第6項第1号中「本庁」の次に「、児童相談所」を加える。

北海道人事委員会告示第11号

平成27年北海道人事委員会告示第11号（へき地学校及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

石狩振興局の項中「厚田小学校」を「厚田学園」に改め、

「 石狩市厚田区厚田 | 厚田中学校 | 3 」及び

「 石狩市厚田区聚富 | 聚富小学校 | 1
石狩市厚田区聚富 | 聚富中学校 | 1 」を削り、渡

島総合振興局の項中

「 七飯町字東大沼 | 東大沼小学校 | 1 」及び

「 八雲町熊石鳴神町 | 八雲町熊石学校給食センター | 2 」を削り、上

川総合振興局の項中

「 富良野市山部北町 | 山部中学校 | 1 」を削り、宗

谷総合振興局の項中

「 浜頓別町字頓別 | 頓別小学校 | 2 」及び

「 枝幸町問牧 | 問牧小学校 | 2 」を削り、オ

ホーツク総合振興局の項中「温根湯小学校」を「おんねゆ学園」に改め、

「 北見市留辺蘂町温根湯温泉 | 温根湯中学校 | 1 」を削り、十

勝総合振興局の項中

「 士幌町字士幌東7線 | 佐倉小学校 | 1
上士幌町字ぬかびら源泉郷北 | 糠平小学校 | 3
区 | 」を削り、根

室振興局の項中「歯舞小学校」を「歯舞学園」に改め、

「 根室市歯舞3丁目 | 歯舞中学校 | 2 」及び

「 中標津町字俵橋 | 俵橋小学校 | 1 」を削る。

北海道人事委員会告示第12号

平成27年北海道人事委員会告示第12号（へき地学校に準ずる学校の指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

渡島総合振興局の項中「大沼小学校鈴蘭谷分校」を「大沼岳陽学校鈴蘭谷分校」に改め、

「 七飯町字西大沼 | 大沼中学校鈴蘭谷分校 | 」を削り、上

川総合振興局の項中

「 士別市多寄町37線西 | 多寄中学校 | 」を削り、根

室振興局の項中「別海町別海新栄町」を「別海町別海」に改める。

北海道人事委員会告示第13号

平成28年北海道人事委員会告示第6号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、令和2年4月1日から施行する。

令和2年3月31日

北海道人事委員会委員長 鯨 田 信 知

イの表函館の項中「函館方面本部函館機動警察隊高速道路交通警察隊」を「函館方面本部

交通課高速道路交通警察隊」に改め、同表北見の項中

「北見市常呂町字常呂	北見警察署常呂駐在所	」を
「遠軽町豊里 北見市常呂町字常呂	北見方面本部交通課高速道路交通警察隊 北見警察署常呂駐在所	」に

改める。
